

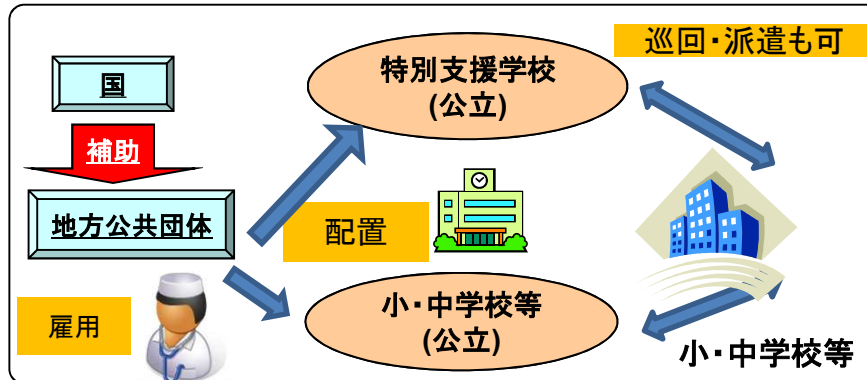
# 医療的ケアが必要な児童生徒等への対応に関するH29年度概算要求事項

## ①インクルーシブ教育システム推進事業（補助金）

### ①医療的ケアのための看護師配置事業【拡充】（1,000人→1,200人）

【目的】学校において日常的にたんの吸引や経管栄養等の「医療的ケア」が必要な児童生徒が増加している状況を踏まえ、これらの児童生徒の教育の充実を図るため、学校に看護師を配置し、医療的ケアの実施等を行う。【補助率：1/3】

平成29年度概算要求額 840百万円  
平成28年度予算額 700百万円



### ②特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備【新規】30地域

背景：特別支援教育の対象となる子供たちが増加する中で、「インクルーシブ教育システム」の理念、発達障害者支援法の改正（平成28年8月1日施行）、児童福祉法の改正（平成28年6月3日施行）を踏まえ、こうした子供たちが希望を持って生涯を過ごすことができるよう、その自立と社会参加を目指し、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援を行える体制を整えることが求められている。

事業内容：特別な支援を必要とする子供について、就学前から卒業後にわたる切れ目ない支援体制の整備を促すため、教育部と福祉・保健・医療・労働等の部局が連携し一貫した支援体制を構築する地域を支援する。【補助率：1/3】

平成29年度概算要求額 695百万円

## ②学校における医療的ケア実施体制構築事業（委託事業）

概算要求額：96百万円（新規）

学校において、医師と連携した校内支援体制や医療的ケアを実施する看護師等の研修を充実させ、医療的ケア実施体制の構築を図るとともに、既にノウハウのある教育委員会及び学校がこれから医療的ケアのシステムを整備する教育委員会、特別支援学校、小・中学校等に対し、サポートするネットワーク体制を構築する。

- ◆委託先：医療的ケア児が在籍する公立特別支援学校、小・中学校等
- ◆委託箇所：①10箇所 ②10箇所 ③10箇所  
(①～③複数申請可)

### ①学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業

医療的ケアに精通した医師を指導医として委嘱し、指導医による①学校巡回指導②校内医療的ケア運営委員会での助言③学校からの医療的ケアに関する相談等を通し、校内支援体制の充実を図るとともに、人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケア児の受け入れについて、学校の施設・整備面や学校が設置されている地域の状況等を踏まえた支援体制を検証する事業を行う。

### ②学校における看護師のための研修体制充実事業

医療的ケアを実施する看護師が人工呼吸器の管理等の高度な医療的ケアを含め、安心して医行為ができるよう学校等が①医療機関等の協力を得て行う実技研修②医師会・看護協会・医療系大学等と共同で、学校において必要な医療的ケアのうち看護師の研修ニーズを踏まえたビデオ教材等の研修教材の作成・活用等を行い医療的ケア研修体制の充実を図る事業を行う。

### ③医療的ケアネットワーク体制構築事業

医療的ケアの体制が整備されている都道府県教育委員会や特別支援学校が、医療的ケアを行う体制が十分に整備されていない市町村教育委員会、小・中学校、特別支援学校に対し、①医療的ケア運営協議会のサポート②学校における医療的ケア実施のための指導・助言・研修のサポートを行い、ネットワークを構築する。